

新約全書目錄

馬太傳福音書	二十八章	一
馬可傳福音書	十六章	九一
路加傳福音書	二十四章	一五二
約翰傳福音書	二十二章	二四五
使徒行傳	二十八章	三四
達羅馬人書	十六章	四三三
達哥林多人前書	十六章	四六三
達哥林多人後書	十三章	五〇五
達加拉太人書	十六章	五三三
達以弗所人書	十六章	五四九
達腓立比人書	四章	五六三
達哥羅西人書	四章	五七五
達帖撒羅尼迦人前書	五章	五八七
達帖撒羅尼迦人後書	三章	五九七
馬太傳福音書	二十六章	一
路加傳福音書	二十四章	一五二
約翰傳福音書	二十二章	二四五
使徒行傳	二十八章	三四
達羅馬人書	十六章	四三三
達哥林多人前書	十六章	四六三
達哥林多人後書	十三章	五〇五
達加拉太人書	十六章	五三三
達以弗所人書	十六章	五四九
達腓立比人書	四章	五六三
達哥羅西人書	四章	五七五
達帖撒羅尼迦人前書	五章	五八七
達帖撒羅尼迦人後書	三章	五九七
馬太傳福音書	二十六章	一
路加傳福音書	二十四章	一五二
約翰傳福音書	二十二章	二四五
使徒行傳	二十八章	三四
達羅馬人書	十六章	四三三
達哥林多人前書	十六章	四六三
達哥林多人後書	十三章	五〇五
達加拉太人書	十六章	五三三
達以弗所人書	十六章	五四九
達腓立比人書	四章	五六三
達哥羅西人書	四章	五七五
達帖撒羅尼迦人前書	五章	五八七
達帖撒羅尼迦人後書	三章	五九七

凡例

書中略語記號ヲ用ユルノ左ノ如シ

創	創世記	出埃及記	利未記	民數記	申命記	書	約書亞
士	士師記	得路得記	母上撒母耳上	母下撒母耳下	王上列王紀略上王紀	王下列王紀略下	約百記
代上	歷代志上	代下歷代志下	喇以上	尼尼微	帖以上	百	耶利米
詩	詩篇	箴言	傳道書	歌雅歌	賽以賽亞	耶	亞摩士
哀	哀歌	結以西結	但但以理	何何西阿	耳約耳	廢	亞摩士

創 ハ 創 世 記 の 事	馬 ハ 馬 拉 基 の 事	太 ハ 馬 太 の 事	撒 前 ハ 帖 撒 羅 尼 迦 前 書 の 事	イ ロ ハ ハ 引 照 し れ 印 (本 文 の 行 の 左 り を 見 る べ し)	○ の 上 の 數 字 ハ 章 の 印	○ の 下 の 數 字 ハ 節 の 印	至 ハ 縦 令 ハ 哥 前 十 四 〇 二 至 四 と あ れ ハ 哥 林 多 前 書 十 四 章 二 節 よ り 四 節 迄 の 事
---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	--	---	--	--	--

阿 巴 底 屋 拿	拿 約 よ	拿 米	拿 米 迦	拿 女 は 露 拉	哈 巴 谷	潘 西 番 雅
基 哈 基	亞 撒 加 利 亞	馬 馬 拉 基	以上 舊 約 全 書	約 哈 羅 尼 迦 前 書	哈 巴 谷	潘 西 番 雅
太 馬 太 福 音	可 馬 可 福 音	路 路 加 福 音	約 約 翰 福 音	徒 使 徒 行 傳	羅 馬	羅 馬
哥 前 哥 林 多 前 書	哥 後 哥 林 多 後 書	加 加 拉 太	弗 以 弗 所	腓 腓 立 比 羅	西 哥 羅 西	西 哥 羅 西
撒 前 帖 撒 羅 尼 迦 前 書	撒 後 帖 撒 羅 尼 迦 後 書	提 前 提 摩 太 前 書	提 後 提 摩 太 後 書	多 提 多	門 利 門	門 利 門
來 希 伯 來 文	雅 各	彼 前 彼 前 書	彼 後 彼 後 書	約 壹 約 壹 書	約 貳 約 貳 書	約 貳 約 貳 書
約 參 三 の 書	猶 猶 太	獸 約 翰 黙 示 錄	以上 新 約 全 書			

イ 本廿三〇四十二至四十五、  
 口 卷三〇三、四、五、六、七、八、九、  
 ハ 創九〇廿五、  
 ニ 創十十六〇十二、  
 ホ 創四〇八廿二、  
 ト 聖六〇二、聖廿五、  
 チ 聖前六、聖十一、聖十三、  
 リ 聖十二、聖廿五、  
 ル 代上三〇六、十四、二、  
 ヲ 代下廿一、  
 カ 代下七〇九、八、廿七、  
 ミ 代下廿三、卅三、卅七、  
 メ 王下十四、十四、十六、  
 ヲ 代下廿六、八、  
 ッ 代上三〇七、十九、  
 ヨ 六、九、  
 ヅ 卅三、卅四、

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三

アブラハムイサクを生イサクヤコブを生ヤコブエザウの兄弟を生り  
 ニ アブラハムイサクを生イサクヤコブを生ヤコブエザウの兄弟を生り  
 三 エタワルに由てバレスとサラを生バレスエロンを生エスロンアラ  
 ムを生アラムアマミナダブを生アマミナダブアソンを生アソンサルモ  
 ンを生サルモンラハブに由てボアズを生ボアズラツに由てオベデを生  
 オベデエツサエを生エツサエイダビデ王を生ダビデ王ウリヤの妻に由て  
 ソロモンを生ソロモンレハベラムを生レハベラムアピアを生アピアア  
 サを生アサヨサバラを生ヨサバラムヨラムを生ヨラムツズヤを生ツ  
 ツズヤヨタムを生ヨタムアアカズを生アカズヘゼキヤを生ヘゼキヤア  
 ナセを生アモナセアモンヨシアを生アモンヨシアを生アモンヨシア  
 シアエホヤキンとその兄弟を生アモンヨシアに徙されたる後エホヤキン  
 ラルを生シアラゼルバベルを生ゼルバベルアピサラを生アピサラエ

新約全書馬太傳福音書

の系圖



イ 路十一節九處五〇八  
路十二節四十一節三三三  
路十三節四十一節三三三  
路十四節四十一節三三三  
路十五節四十一節三三三  
路十六節四十一節三三三  
路十七節四十一節三三三  
路十八節四十一節三三三  
路十九節四十一節三三三  
路二十節四十一節三三三

てへロデ死しかバ主の使者ヨセフの夢にエジプトにて現れ曰けるハ子起て嬰児どうの母を撃へイスラエルの地にゆけ嬰児の生命を索る者ハ巴に死も彼おきて嬰児を其母を撃へてイスラエルの地に至しがミアケラ父へロデに代てユダヤの王たりと聞ければ彼處に往て子を懼る夜夢に告を蒙りてガリラヤの内に避ニナザレと云る邑に至りて居り彼ハナザレ人と稱れんと預言者に託て云れたる言に應せん爲なり

預言時ババスマのヨハ子來りてユダヤの野に宣傳へてニ曰けるハ天國の近けり悔改めよ是ハ主の道を備うの路線を直せよと野に呼る人の聲わりと預言者イザヤが言し人なり此ヨハ子ハ身に駱駝の毛衣をぎ腰に皮の帯をつかぬ蟬蟲と野蜜を食物とせしスル時エルサレム及ビユダヤを撃またヨルダンの四方より人々出てヨハ子に就キ己が罪を悔わらんヨルダンを以て彼よりババスマを授られたりセババスマを受んとてババスマイ及サドカイの人々の多く來れるを見て彼等に曰けるハ蠅の膏よ

イ 路十一節九處五〇八  
路十二節四十一節三三三  
路十三節四十一節三三三  
路十四節四十一節三三三  
路十五節四十一節三三三  
路十六節四十一節三三三  
路十七節四十一節三三三  
路十八節四十一節三三三  
路十九節四十一節三三三  
路二十節四十一節三三三

べしかれら王の命を開て往り前に東の方にて見たりし星かれらに先らて嬰児の居所にいたり其上に止りぬ彼等この星を見て甚く喜び一既に室に入れれば嬰児の其母マリアと僭に居を見ひれふして嬰児を拜し寶の盒を開て黄金乳香没薬など禮物を獻たり博士夢にへロデへ返る勿との黙示を蒙りて他の途より其國に歸れり○十三彼等が去るのバ主の使者ヨセフの夢に現れて曰けるハへロデ嬰児を索て殺んとする故に起て嬰児と其母とを撃へエジプトに逃て復わが爾に示さん時まで彼處に止れ十四ヨセフ起て夜嬰児と其母とを撃へエジプトに往十五へロデの死るまで其所に止れり是主預言者に託て我わが子をエジプトより召出せりと云給ひしに應せ人為也是に於てへロデ博士に欺かれたるをしま大にいかり人を遣して博士に詳く問たる時を度りベトラレムと其境の内なる二歳以下の嬰児を盡く殺せり也即ち預言者エレミヤの言に十八獻き悲み甚く憂る聲ラマに開ゆラケル其兒子を獻き其兒子の無によりて慰を得ずと云しに應へり十五斯

八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十  
四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十

誰かんからに來んとする怒を避へきてを告しや、然バ悔故に符ふ果を  
 結べよ、九爾曹われらが先祖にアブラハム有と云てを惡ふ勿れ我爾曹に  
 告ん、能この石をもアブラハムの子と爲しめ給ふあり、今や斧を樹の  
 根に置く故に凡て善果を結ぶる樹ハ斫れて火に投入らるべし、我ハ爾曹  
 を悔改させんとて水を以て爾曹にバプテスマを授く我より後に來者ハ  
 我に勝て能力あり我ハ其履を握にも足す、彼ハ聖靈と火をもて爾曹にバプ  
 テスマを授ん、士手にハ箕を持って其禾場を淨め、麥ハ斂て其倉にいれ、糠ハ塵  
 ざる火にて燂べし、<sup>十三</sup>斯時イエスヨハ手にバプテスマを授んとてガリラ  
 ヤよりヨルダンに來り給ふ、<sup>十四</sup>ヨハ手辭て曰ける、我ハ爾よりバプテスマ  
 を受べき者なるに爾反て我に來る乎、<sup>十五</sup>イエス答ける、<sup>十六</sup>暫く許せ如此、凡て  
 の義事ハ我儕盡す可なり、是に於てヨハ手彼に許せり、<sup>十六</sup>イエスバプテ  
 マを受て水より上れると、<sup>十七</sup>又天より聲ありて此ハ我心に適わが愛子なりと云り  
 其上に來るを見る也、

二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四

諸國に道かれ惡魔に試られん爲に野に往り、<sup>二</sup>四十日四十  
 夜食ふ事をせず後うゑたり、<sup>三</sup>試むる者かれに來りて曰ける、<sup>四</sup>爾もし神の  
 子あらバ命じて此石をバツと爲よ、<sup>四</sup>イエス答ける、<sup>五</sup>人ハバツのみにて生  
 るものに非也、唯神の口より出る凡の言に因と、<sup>六</sup>爾されたり、<sup>七</sup>是に於て惡魔  
 かれを聖京に携へ、<sup>八</sup>嶺の頂上に立せて曰ける、<sup>九</sup>爾もし神の子なら  
 バ己が身をを下へ投よ、蓋んんちが爲に神の使等に命せん彼等手にて支へ  
 爾が足の石に觸れざるやうすべしと、<sup>十</sup>爾されたり、<sup>十一</sup>イエス彼に曰ける、<sup>十二</sup>主た  
 爾の神を試ひべからずと、<sup>十三</sup>亦錄せり、<sup>十四</sup>惡魔又彼を最高き山に携へ、<sup>十五</sup>ゆき  
 世界の諸國どうの榮華どを見せ、<sup>十六</sup>爾もし俯伏て我を拜せば、此等を悉く  
 んちに與ふべしと、<sup>十七</sup>イエス彼に曰ける、<sup>十八</sup>ハサタンよ、退け、<sup>十九</sup>主たる爾の神を  
 拜し、<sup>二十</sup>惟之にのみ事ふべしと、<sup>二十一</sup>錄されたり、<sup>二十二</sup>終に惡魔かれを離れ、<sup>二十三</sup>天使たち  
 來り事ふ、<sup>二十四</sup>イエスヨハ手の囚れし事を聞てガリラヤに往り、<sup>二十五</sup>ナザレを去  
 り、<sup>二十六</sup>ゼブルンとナフタリとの界なる海邊のカペナウチンに至りて、<sup>二十七</sup>此に居り、<sup>二十八</sup>これ

七	馬九〇三、
八	可一〇四十五、路四〇十、 可一〇六、路五〇一
九	路二〇八、四十一、
十	可一〇八、
十一	可一〇七、
十二	可一〇七、
十三	可一〇七、
十四	可一〇七、
十五	可一〇七、
十六	可一〇七、
十七	可一〇七、
十八	可一〇七、
十九	可一〇七、
二十	可一〇七、
二十一	可一〇七、
二十二	可一〇七、
二十三	可一〇七、
二十四	可一〇七、
二十五	可一〇七、

十五 預言者イザヤの言に「ゼブルソンの地ナツタリの地海に沿たる地ヨルダン  
 の外の地異邦人のガリラヤ」此等の幽暗に在る民の大なる光をみ死地と  
 死蔭に坐する者の上に光いであたりと云しに應せん爲なり○十「斯時よりイ  
 エス始て道を宣傳へ天國の近けり悔改めよ」と曰たなり「六イエスガリラ  
 ヤの海邊を歩て「ペテロと云シモシの兄弟アンデレと二人にて海に綱ヲ  
 てるを見たり彼等ハ漁者なり其之に曰ける「我に從へ我爾曹を人を漁る  
 者と爲ん」彼等やがて綱を棄て「イエスに從ふ」此より進けるに又他の兄  
 弟二人即ち「ゼベダイの子ヤコブと其兄弟「ヨハ子父ゼベダイと偕に舟にて  
 網を補へるを見て之を召しに「三彼等も頓て舟と父とを置て「イエスに從へ  
 り」○三「イエスガリラヤを循く巡り其會堂にて教をなし天國の福音を宣傳  
 かつ民の中なる諸の病もろくの疾を醫しぬ」三其聲名あまねくスリヤに  
 播りしかば八々すべての患へる者萬殊の病また痛惱る者あるひ鬼に憑  
 たるもの癩癩癩癩の病に罹れる者を彼に携來けれバ之を醫せり」三ガリラ

六	路五五〇一、路四〇四、 太六〇七、路五八八、 六〇八、路五八八、 六〇九、路五八八、
七	太六〇九、路五八八、 六一〇、路五八八、
八	太六〇九、路五八八、 六一一、路五八八、
九	太六〇九、路五八八、 六一二、路五八八、
十	太六〇九、路五八八、 六一三、路五八八、
十一	太六〇九、路五八八、 六一四、路五八八、
十二	太六〇九、路五八八、 六一五、路五八八、
十三	太六〇九、路五八八、 六一六、路五八八、
十四	太六〇九、路五八八、 六一七、路五八八、
十五	太六〇九、路五八八、 六一八、路五八八、
十六	太六〇九、路五八八、 六一九、路五八八、
十七	太六〇九、路五八八、 六二〇、路五八八、
十八	太六〇九、路五八八、 六二一、路五八八、
十九	太六〇九、路五八八、 六二二、路五八八、
二十	太六〇九、路五八八、 六二三、路五八八、
二十一	太六〇九、路五八八、 六二四、路五八八、
二十二	太六〇九、路五八八、 六二五、路五八八、
二十三	太六〇九、路五八八、 六二六、路五八八、
二十四	太六〇九、路五八八、 六二七、路五八八、
二十五	太六〇九、路五八八、 六二八、路五八八、
二十六	太六〇九、路五八八、 六二九、路五八八、
二十七	太六〇九、路五八八、 六三〇、路五八八、
二十八	太六〇九、路五八八、 六三一、路五八八、
二十九	太六〇九、路五八八、 六三二、路五八八、
三十	太六〇九、路五八八、 六三三、路五八八、
三十一	太六〇九、路五八八、 六三四、路五八八、
三十二	太六〇九、路五八八、 六三五、路五八八、
三十三	太六〇九、路五八八、 六三六、路五八八、
三十四	太六〇九、路五八八、 六三七、路五八八、
三十五	太六〇九、路五八八、 六三八、路五八八、
三十六	太六〇九、路五八八、 六三九、路五八八、
三十七	太六〇九、路五八八、 六四〇、路五八八、
三十八	太六〇九、路五八八、 六四一、路五八八、
三十九	太六〇九、路五八八、 六四二、路五八八、
四十	太六〇九、路五八八、 六四三、路五八八、
四十一	太六〇九、路五八八、 六四四、路五八八、
四十二	太六〇九、路五八八、 六四五、路五八八、
四十三	太六〇九、路五八八、 六四六、路五八八、
四十四	太六〇九、路五八八、 六四七、路五八八、
四十五	太六〇九、路五八八、 六四八、路五八八、
四十六	太六〇九、路五八八、 六四九、路五八八、
四十七	太六〇九、路五八八、 六五〇、路五八八、
四十八	太六〇九、路五八八、 六五一、路五八八、
四十九	太六〇九、路五八八、 六五二、路五八八、
五十	太六〇九、路五八八、 六五三、路五八八、
五十一	太六〇九、路五八八、 六五四、路五八八、
五十二	太六〇九、路五八八、 六五五、路五八八、
五十三	太六〇九、路五八八、 六五六、路五八八、
五十四	太六〇九、路五八八、 六五七、路五八八、
五十五	太六〇九、路五八八、 六五八、路五八八、
五十六	太六〇九、路五八八、 六五九、路五八八、
五十七	太六〇九、路五八八、 六六〇、路五八八、
五十八	太六〇九、路五八八、 六六一、路五八八、
五十九	太六〇九、路五八八、 六六二、路五八八、
六十	太六〇九、路五八八、 六六三、路五八八、
六十一	太六〇九、路五八八、 六六四、路五八八、
六十二	太六〇九、路五八八、 六六五、路五八八、
六十三	太六〇九、路五八八、 六六六、路五八八、
六十四	太六〇九、路五八八、 六六七、路五八八、
六十五	太六〇九、路五八八、 六六八、路五八八、
六十六	太六〇九、路五八八、 六六九、路五八八、
六十七	太六〇九、路五八八、 六七〇、路五八八、
六十八	太六〇九、路五八八、 六七一、路五八八、
六十九	太六〇九、路五八八、 六七二、路五八八、
七十	太六〇九、路五八八、 六七三、路五八八、
七十一	太六〇九、路五八八、 六七四、路五八八、
七十二	太六〇九、路五八八、 六七五、路五八八、
七十三	太六〇九、路五八八、 六七六、路五八八、
七十四	太六〇九、路五八八、 六七七、路五八八、
七十五	太六〇九、路五八八、 六七八、路五八八、
七十六	太六〇九、路五八八、 六七九、路五八八、
七十七	太六〇九、路五八八、 六八〇、路五八八、
七十八	太六〇九、路五八八、 六八一、路五八八、
七十九	太六〇九、路五八八、 六八二、路五八八、
八十	太六〇九、路五八八、 六八三、路五八八、
八十一	太六〇九、路五八八、 六八四、路五八八、
八十二	太六〇九、路五八八、 六八五、路五八八、
八十三	太六〇九、路五八八、 六八六、路五八八、
八十四	太六〇九、路五八八、 六八七、路五八八、
八十五	太六〇九、路五八八、 六八八、路五八八、
八十六	太六〇九、路五八八、 六八九、路五八八、
八十七	太六〇九、路五八八、 六九〇、路五八八、
八十八	太六〇九、路五八八、 六九一、路五八八、
八十九	太六〇九、路五八八、 六九二、路五八八、
九十	太六〇九、路五八八、 六九三、路五八八、
九十一	太六〇九、路五八八、 六九四、路五八八、
九十二	太六〇九、路五八八、 六九五、路五八八、
九十三	太六〇九、路五八八、 六九六、路五八八、
九十四	太六〇九、路五八八、 六九七、路五八八、
九十五	太六〇九、路五八八、 六九八、路五八八、
九十六	太六〇九、路五八八、 六九九、路五八八、
九十七	太六〇九、路五八八、 七〇〇、路五八八、
九十八	太六〇九、路五八八、 七〇一、路五八八、
九十九	太六〇九、路五八八、 七〇二、路五八八、
一百	太六〇九、路五八八、 七〇三、路五八八、

一 イエス曰ける「心貧乏者ハ福ナリ天國ハ即  
 ち其人の有なれば也」哀む者ハ福ナリ其人の愛を得べければ也「柔和  
 なる者ハ福ナリ其人の地を嗣ことを得べければ也」饑渴とてく義を慕者  
 ハ福ナリ其人の飽ことを得べければ也」矜恤ある者ハ福ナリ其人の矜恤  
 を得べければ也」心清き者ハ福ナリ其人の神を見とてを得べければ也  
 九 和平を求る者ハ福ナリ其人の子と稱らる可ければなり「義ことの爲  
 に責らるゝ者ハ福ナリ天國ハ即ち其人の有なれば也」我ために人なんぢ  
 らを誦譯せたる追害いづはりて各様の悪言をいはん其時ハ福ナリ」三  
 喜<sup>カキ</sup>次<sup>シ</sup>樂<sup>ラク</sup>め<sup>ニ</sup>天<sup>ノ</sup>に<sup>於</sup>て<sup>爾</sup>爾<sup>ノ</sup>報<sup>ヲ</sup>賞<sup>ス</sup>お<sup>ほ</sup>け<sup>ば</sup>也<sup>ナリ</sup>」ハ爾曹より前の預言者をも  
 如此せめたり」○三爾曹の地<sup>ノ</sup>の鹽<sup>ヲ</sup>なり鹽<sup>モ</sup>し其味を失は<sup>ズ</sup>何<sup>カ</sup>を以<sup>テ</sup>か故<sup>ノ</sup>の  
 味<sup>ヲ</sup>に復<sup>ス</sup>ん後<sup>ハ</sup>用<sup>ナ</sup>し外<sup>ニ</sup>に棄<sup>テ</sup>られて人<sup>ニ</sup>に踐<sup>ル</sup>るゝ而已<sup>ナリ</sup>」爾曹ハ世の光なり

リ 四百五十一  
 × 後節三十二  
 ヌ 經三〇卅一、四〇  
 ナ 卷三三十二  
 ウ 經二十  
 カ 卷九卅卅二十三  
 三 經卅三  
 女 卷五〇十五節一  
 一 經卅十五  
 ヲ 申六〇六十七

十五 山の上に建られたる城の隱ることを得ず十五燈を燃して斗の下におく者なし燭臺に置て家お存すべの物を照さん十六此の如く人々の前に爾曹の光を耀かせ然れば人々なんぢらの善行を見て天に在す爾曹の父を榮むべし十七われ律法と預言者を廢る爲に來れりと意ふ勿れ來て之を廢るに非ず成就せん爲なり十六われ誠に爾曹に告ん天地の盡ざる中に律法の一顯一畫も遂つくさすして廢ることをなし十七是故に人もし誠の至微き一を壞り又人の如く人に教なば天國に於て至微き者と謂れん凡そ之を行ひ且人に教る者の天國に於て大なる者と謂るべし十八我なんぢらに告ん學者とバリサイの人の義よりも爾曹の義と勝るべし十九天國に入ると能はし三古の人に告て殺せんと欲せし者ハ爾曹に告ることを有し爾曹が聞し所なり三然ぞ我なんぢらに告ん凡て故なくして其兄弟を怒る者ハ審判に干らん又その兄弟を愚者よといふ者ハ集議に干らん又狂妄よといふ者ハ地獄の火に干るべし三是の故に爾もし禮物を携へて壇に往たる時かして

リ 後節二〇六

ナ 卷二〇五八五十九

ウ 申六〇四

エ 卷二〇二

オ 卷九〇四三五四七、五九〇三七、加五〇中四、

カ 卷二〇四

キ 申四一五四

ク 卷二〇四

ケ 卷二〇四

コ 卷二〇四

ク 卷二〇四

ケ 卷二〇四

コ 卷二〇四

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

三一

三二

にて兄弟に恨ることをあくるを憶起さば三〇の禮物を壇の前に留まづ往て爾の兄弟と和ぎ後きたりて爾の禮物を獻よ三十一爾を誣ふる者と僧に途間にある時とやう和げよ恐るゝ誣ふる者なんぢを審官に付し審官また爾を下吏に付し遂に爾ハ獄に入られん三十二我まことに爾に告ん分釐せども償ハざるれば必走其所を出ること能ざる也三十三古の人に告て姦淫すること勿と云言ることあはるハ爾曹が聞し所なり三十四然ぞ我なんぢらに告ん凡そ婦を見て色情を起す者ハ中心すでに姦淫したる也三十五もし右の眼なんぢを罪に陥さば抉出して之を棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝよりハ勝れり三十七もし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり三十八もし右の眼なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり三十九もし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十もし右の眼なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十一もし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十二もし右の眼なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十三もし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十四もし右の眼なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十五もし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十六もし右の眼なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十七もし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十八もし右の眼なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり四十九もし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり五十もし右の眼なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふハ全身を地獄に投入らるゝより勝れり



三	ぢ誓ふ所 <sup>レ</sup> の必ず主に遂べしと言ふこと有り
四	ぢ誓ふに告ぐ人更に誓ふこと勿れ天を指て誓ふ勿れ地
五	を指て誓ふこと勿れ神の足竟なれば也エルサレムを指て誓ふこと勿れ
六	大王の京城なれば也三爾の首を指て誓ふ勿れ一すぢの髪たに白し黒
七	すること能ざれば也三爾曹た <sup>レ</sup> 是々呑々といへ此より過るゝ惡より出る
八	あり○三目にて目を償ひ齒にて齒を償へと言ふこと有り爾曹が聞し所な
九	り然 <sup>レ</sup> 我ながらに告ぐ人惡に敵すること勿れ人ながらの右の頬を抵ば
十	亦はかの頬をも轉して之に向よ <sup>レ</sup> 三爾を詎て裏衣を取んとする者に <sup>レ</sup> 外服
十一	をも亦とらせよ <sup>レ</sup> 一人ながらに一里の公役を強な <sup>レ</sup> バ之と償に二里ゆけ <sup>レ</sup> 三爾
十二	に求める者に <sup>レ</sup> 手へ借んとする者を御くる勿れ <sup>レ</sup> 三爾の際を愛みて其敵
十三	を憾べしと言ふこと有り <sup>レ</sup> 爾曹が聞し所あり然 <sup>レ</sup> も我ながらに告ぐ <sup>レ</sup> 爾曹
十四	の敵を愛み <sup>レ</sup> 爾曹を誼入る者を詎し <sup>レ</sup> 爾曹を憎む者を善視し <sup>レ</sup> 虐遇迫害の <sup>レ</sup> く爲
十五	に祈禱せよ <sup>レ</sup> 如此する <sup>レ</sup> 天に在す <sup>レ</sup> 爾曹の父の子とあらん爲あり <sup>レ</sup> 夫天の父

五 律十四〇七

六 本廿三〇五八

三 律百三十九〇一五十三

四 律百〇四十六四十七

一 其日を善者にも惡者にも照し雨を義き者にも義からざる者にも降せ給  
 へり<sup>四</sup>爾曹おのれを愛する者を愛する<sup>レ</sup>何の報賞あらん<sup>レ</sup>稅吏も然せざ  
 らん<sup>四</sup>平<sup>レ</sup>雲香を兄弟にのみ問ひ人より何の過たる事からん<sup>レ</sup>稅吏も然せ  
 ざらん<sup>四</sup>平<sup>レ</sup>是故に天に在す<sup>レ</sup>爾曹の父の完全が如く<sup>レ</sup>爾曹も完全すべし  
 かん<sup>レ</sup>ぢら<sup>レ</sup>人に見せん爲に其義を人の前に行てを慎もし<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>天  
 に在す<sup>レ</sup>爾曹の父より報賞を得じ<sup>レ</sup>是故に施濟を行て<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>の樂を得ん爲に  
 會堂や街衢にて<sup>レ</sup>偽善者の如く<sup>レ</sup>狐を己が前に吠し<sup>レ</sup>む<sup>レ</sup>勿れ<sup>レ</sup>我まこと<sup>レ</sup>に<sup>レ</sup>爾曹  
 に告ぐ<sup>レ</sup>彼等<sup>レ</sup>の既に<sup>レ</sup>の報賞を得たり<sup>三</sup>かん<sup>レ</sup>ぢ<sup>レ</sup>施濟をする<sup>レ</sup>とき<sup>レ</sup>右の手の爲  
 ことを左の手に知する<sup>レ</sup>勿れ<sup>四</sup>如此する<sup>レ</sup>其施濟の隠れんが爲なり<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>隠  
 たるに<sup>レ</sup>鑿た<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>爾の父<sup>レ</sup>の明顯に報た<sup>レ</sup>ま<sup>レ</sup>べし<sup>〇</sup>五かん<sup>レ</sup>ぢ<sup>レ</sup>祈る<sup>レ</sup>時に<sup>レ</sup>偽善者  
 の如する<sup>レ</sup>勿れ<sup>レ</sup>彼等<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>人に見られんが爲に<sup>レ</sup>會堂や街衢の際に<sup>レ</sup>立て<sup>レ</sup>祈<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>を  
 好われ<sup>レ</sup>誠に<sup>レ</sup>爾曹に<sup>レ</sup>告ぐ<sup>レ</sup>彼等<sup>レ</sup>の既に<sup>レ</sup>の報賞を得たり<sup>六</sup>かん<sup>レ</sup>ぢ<sup>レ</sup>祈る<sup>レ</sup>時<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>嚴  
 密ある<sup>レ</sup>室に<sup>レ</sup>いり<sup>レ</sup>戸を閉て<sup>レ</sup>隠微たるに<sup>レ</sup>在す<sup>レ</sup>爾の父に<sup>レ</sup>祈れ<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>亦<sup>レ</sup>隠微たるに<sup>レ</sup>鑿









マ 可二〇四至一七、路五〇  
 七 七至卅二、路五〇  
 ニ 本二〇九至五二  
 ヲ 可二〇六至二、路五〇  
 ア 路二五〇至二一五、  
 子 本二〇七  
 ヲ 可二〇六至二、路五〇  
 ア 路二五〇至二一五、  
 世三至卅九、路五〇  
 キ 路二〇七  
 工 律三〇二至四三三

九 六 曰ければ起て其家に歸りぬ八々これを見て奇み此の如き權を人に賜  
 し神を崇たり○九 イエス此より進往テタノと名くる人の稅關に坐し居け  
 るを見て我に従へて曰ければ起て從へり イエスが家に食するるとき稅  
 吏罪ある人おぼく來りてイエス及りの弟子と僧に坐しければバサ  
 の人これを見て其弟子に曰けるハ爾曹の師ハ何故稅吏や罪ある人と僧に  
 食する乎 イエス開て彼等に曰けるハ康強なる者の醫者の助を需む唯病  
 ある者これに需む われ弱きを欲て祭禮を欲すといふ此ハ如何なる意か往  
 て學ぶべし夫わが來るハ義人を招ためし非ず罪ある人を招きて悔改さ  
 せんが爲なり○十 其時ヨハネの弟子イエスに來て曰けるハ我儕とパリサ  
 イの人はバシ斷食するに師の弟子の斷食せざるハ何故ぞ イエス彼  
 等に曰けるハ新郎の友のハ新郎と僧に居うち哀むことを得んや將來新  
 郎をひきとらるる日きたらん其時には斷食すべき也○十六 漸き布を以て舊

マ 可五〇二至四十三、路六  
 ○四十五至五十六  
 三 長十五〇至七十四、卅  
 二〇七  
 シ 可五〇二至七〇五、  
 十八〇四十二  
 正 下卅五〇至五、耶九〇  
 七 律九〇四、十、  
 毛 路二〇二至三  
 九 本七〇八、路八〇卅十  
 本七〇八、路八〇卅十

十七 衣を補ふ者ハあらじ蓋つくるふ所のもの反て之を壞すの綻び尤も甚だ  
 しからん 夫れ酒を舊き革囊に盛る者ハあらん若まかせば囊はりさ  
 け酒もれいでく其囊も亦壞らん 新囊に新酒を盛なば兩ながら存べ  
 し○十六 イエス彼等に此事を言る時ある卒きたり拜して曰けるハ我女いま  
 既に死に來て彼に手を按たまひ 生べし 夫れイエス起て彼に従ひ其弟子と  
 僧に往 三十二年血漏を患へる婦ろしるに來て其衣の裾に押れり 三蓋もし  
 衣にだにも押らば愈んと意へバあり 三 イエスふりかへり婦を見て曰ける  
 ハ女よ心安かれ 爾の信仰なんちを愈せり 即ち婦この時より愈 三 イエス宰  
 の家に入しに留ふく者および多の人の泣眺を見て言に曰けるハ退け女  
 ハ死るに非ずた 寝たるのみ 八々 イエスを嘲笑ふ 三 彼等を出しく後いり  
 て其手を執しに女起たり 三 此聲名あまねく其地に播りぬ 三 イエス此を去  
 せ 三 二人の警者したがりて呼曰けるハガビゾの裔よ我儕を憐み給へ 三 イ  
 エス家に入しに警者きたりければ彼等に曰たまひけるハ我此事を行得る



却て男からん○十六われ爾曹を遣す羊を狼の中に入るが如し故に蛇の如く  
 智く饒の如く馴良かれ憤て人に滅心せよ蓋八ぢんぢんを集議所に解  
 し又の會堂にて鞭つべけれバ也又わが緣故に因て侯伯および王の前  
 に曳るべし是かれらと異那人に證をささんか爲なり十九八ぢんぢんを解さ  
 べ如何かにを言んと思ひ煩らふ勿れ其言をき事ハ爾曹に賜るべし三  
 是ぢんぢん自ら言に非定爾曹の父の靈の衷に在て言ぢり三兄弟ハ兄弟  
 を死に付し父の子を付し子ハ兩親を訴へ且これを殺さしむべし三又ぢん  
 ぢん我名の爲に凡の人に憾れん然終まで忍ぶ者の救ざるべし三この邑  
 にて人ぢんぢんを責おば他の邑に逃れよ我まことばに爾曹に告ん爾曹ハス  
 ラエルの諸邑を廻遊さる間に人の子ハ來るべし三弟子ハ師より優らむ  
 僕ハ主より優らざる也五弟子ハ其師の如く僕ハ其主の如からん足ぬべし  
 若し八主を呼てベルゼブルと云ば況て其家の者をや三是故に彼等を懼る  
 こと勿ろハ掩れて隠れざる者ぢんぢん隠て知れざる者ぢんぢん也三われ幽

廿六 三三  
 廿七 三三  
 廿八 三三  
 廿九 三三  
 三十 三三  
 三十一 三三  
 三十二 三三  
 三十三 三三  
 三十四 三三  
 三十五 三三  
 三十六 三三  
 三十七 三三  
 三十八 三三  
 三十九 三三  
 四十 三三

暗に於て爾曹に告しことを光明に述よ耳をつけて聽しことを屋上に宣播  
 めよ三身を殺して魂を殺すこと能はざる者を懼る勿れ唯ぢんぢんから魂を  
 身を地獄に滅し得る者を懼れよ二羽の雀ハ一錢にて售に非ざる然る  
 に爾曹の父の許さくバ其一羽も地に墮ること有矣三爾曹の頭の髪また皆  
 かへらる三故に懼る勿れ爾曹ハ多の雀よりも優れり三然バ凡の人の  
 前に我を識と言ん者も我も亦天に在す我父の前に之を識と言ん人の前  
 に我を識と言ん者も我も亦天に在す我父の前に之を識と言べし○言  
 地に泰平を出ん爲に我來れり意ぢんぢんか爾曹を遣さんとに非だ功を出さ  
 ん爲に來れり三夫わが來るハ人を其父に背かせ女を其母に背かせ媳を其  
 姑に背かせんが爲なり三人の敵ハ其家の者ぢんぢん我よりも父母を  
 愛む者ハ我に協ざる者ぢんぢん我よりも子女を愛む者ハ我に協ざる者ぢん  
 ぢんり三の十字架を任て我に従はざる者も我に協ざる者ぢんぢん三の生命を  
 得る者ハ之を失以我ため生命を失ふ者ハ之を得べし三爾曹を接る者ハ

七 路十二、四、五、九、五十一、  
 八、路三、十四、三十三、  
 六、路十二、四、五、九、五十一、  
 五、路九、六、四、八、  
 四、路十二、四、五、九、五十一、  
 三、路九、六、四、八、  
 二、路九、六、四、八、  
 一、路九、六、四、八、  
 十、路九、六、四、八、





ノ 約二四十四 卷二九六

ク 卷二八八 本四十五 卷二四十四

ヤ 本四十一 七四六 卷二四十四

イ 本四十一 本四十一

ウ 本四十一 卷二四十四 卷二四十四

エ 卷二五 約二五十四 卷二五十四

オ 約二五十四 卷二五十四 卷二五十四

カ 本二〇四 卷九九 卷九九

キ 約二〇三 卷九九 卷九九

ク 約二〇三 卷九九 卷九九

コ 約二〇三 卷九九 卷九九

ク 約二〇三 卷九九 卷九九

ル 約二〇三 卷九九 卷九九

レ 約二〇三 卷九九 卷九九

リ 約二〇三 卷九九 卷九九

由て責ひひけるハ三 わく禍なる哉 コラジンよ 隠禍なる哉 ベラサイがよ 爾曹の中に 行し異能を著ツロドシボン に行しなら 彼等ハ早く麻をき 灰を

蒙りて悔改しなるべし 三 われ爾曹に告ん審判の日に ツコロドシボン の刑

罰ハ爾曹よりも 却て身からん 三 既に天にまで 擧られし カバナツンよ 又陰

府に落さるべし 蓋なんんちに 行し異能を著ツロドム に行しなら 本日までも

尙保存しならん 三 我なんんちらに 告ん審判の日に ツロドム の地ハ爾よりも 却

て易かるべし 〇 五 其とき イエス 答て曰けるハ 天地の主なる 父よ 此事を 智

者違者に 隠して 赤子に 顯したまふを 謝す 〇 六 父よ 然ち 此の 如し 聖言に

適るなり 〇 七 父ハ 我に 萬物を 子たたまへり 父の外に 子を 識るの 無き 子およ

び子の 顯す所の 者の 外に 父を 識者なし 〇 八 凡て 辨たる者 重を負る者

ハ 我に 來れ 我爾曹を 息せせん 〇 九 我ハ 心柔和にして 謙遜者なれ 〇 十 我爾を負

て 我に 擧なんんちらに 心 に 平安を 獲べし 〇 十一 蓋わが 腕ハ 易わが 荷ハ 輕けれ 〇 十二

當時 イエス 安息日 に 麥の 畑を 過しが 其弟子 たち 飢て 穂を 摘食は

ハ 卷二〇一 節二二

イ 卷二〇一 節二二

ウ 卷二〇一 節二二

エ 卷二〇一 節二二

オ 卷二〇一 節二二

カ 卷二〇一 節二二

キ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

コ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

カ 卷二〇一 節二二

キ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

コ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

カ 卷二〇一 節二二

キ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

コ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

カ 卷二〇一 節二二

キ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

コ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

カ 卷二〇一 節二二

キ 卷二〇一 節二二

ク 卷二〇一 節二二

由て 彼等の 會堂に入しに 一手 へたる 人あり ければ 彼等 イエスを 訴へ

去て 彼等の 會堂に入しに 一手 へたる 人あり ければ 彼等 イエスを 訴へ

九 〇 七 之に 問けるハ 安息日 に 醫すことを 行べき 乎 〇 八 彼等に 曰けるハ 爾

曹の中に 一の 羊を 有る者 ありんが 若その 羊 安息日 に 坑に 陥ら ば之を 擧上

ざる 乎 〇 九 人ハ 羊より 優ること 幾何 ぞや 然 然 〇 十 安息日 に 善を 行ハ 宜し 途に

〇 十一 人ハ 爾が 手を 伸よ 〇 十二 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 十三 彼の 手

ハ 伸べり 〇 十四 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 十五 彼の 手

ハ 伸べり 〇 十六 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 十七 彼の 手

ハ 伸べり 〇 十八 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 十九 彼の 手

ハ 伸べり 〇 二十 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 二十一 彼の 手

ハ 伸べり 〇 二十二 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 二十三 彼の 手

ハ 伸べり 〇 二十四 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 二十五 彼の 手

ハ 伸べり 〇 二十六 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 二十七 彼の 手

ハ 伸べり 〇 二十八 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 二十九 彼の 手

ハ 伸べり 〇 三十 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 三十一 彼の 手

ハ 伸べり 〇 三十二 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 三十三 彼の 手

ハ 伸べり 〇 三十四 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 三十五 彼の 手

ハ 伸べり 〇 三十六 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 三十七 彼の 手

ハ 伸べり 〇 三十八 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 三十九 彼の 手

ハ 伸べり 〇 四十 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 四十一 彼の 手

ハ 伸べり 〇 四十二 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 四十三 彼の 手

ハ 伸べり 〇 四十四 曰ければ 仰せり 仰せり 仰せり 〇 四十五 彼の 手

マ 九〇廿三、卅〇二

ハ 九〇一、二、三

ヘ 九〇四、卅〇五、六

ニ 九〇七、卅〇八、九

ト 九〇一〇、卅〇一

チ 九〇一〇、卅〇一

リ 九〇一〇、卅〇一

ル 九〇一〇、卅〇一

ヘ 九〇一〇、卅〇一

ト 九〇一〇、卅〇一

ニ 九〇一〇、卅〇一

九六

九七

九八

九九

一〇〇

一〇一

一〇二

一〇三

一〇四

一〇五

一〇六

これに從ふ凡て疾病ある者をみな愈しし我を人に露すては勿と云ふ

これ預言者イザヤの云し言に大觀よ我が選ぶ我僕すなはち我心に適た

る我が愛ひ著われ之に我靈を賦ん彼異邦人に審判を示すべしし九彼ハ鏡之

をなく暗之となし八街に於て其聲を聞てとなし三十審判をして勝どげしひ

る中でハ傷る草を折てとなし三異邦人も亦その名

に願べしと有に應せん爲なり〇三爰に處に遷たる譬の瘡なる者をイエス

の所に携來りけれハ此譬の瘡を醫して言ひ見るやうに爲り三衆人みな奇

みて曰けるハ此ハゲデの裔にハ非ざる乎バリサイの人ききて曰ける

ハ此人ハ鬼の王ベルゼブルを役ふに非ざれば鬼を逐出てとなし三イエス

の意を知て彼等に曰けるハ凡て相争ふ國ハ凸び凡て相争ふ邑や家ハ立

べからず三若サタンを逐出さば自ら相争ふなり然バ其國いかに立

んや三若われベルゼブルに由て惡鬼を逐出さば爾曹の子弟ハ誰に由て之

を逐出すや夫かれらハ爾曹の裁判人となるべし三若われ神の靈に由て鬼

を逐出しとならバ神の國ハもハ爾曹に至れり三また勇士を召づ縛らざ

れば如何で其家に入りての家具を奪ふてを得んや縛て後に其家を奪ふべ

し三我と偕ならざる者ハ我を偕に斂ざる者ハ散すなり三是故に

爾曹に告ん人々の凡て犯す所の罪と神を瀆つての罪とを許さば

を瀆つての罪とを許さば三言を以て人の子に背く者ハ赦るべし然る言を

もて聖靈に背く者ハ今世に於ても亦來世に於ても赦るべからず三或ハ樹

をも善とし其果をも善とせよ或ハ樹をも惡とし其果をも惡とせよ夫樹ハ

其果に由て知るくなり三言わく蠅の裔よ爾曹にして何で善を言てを

んや夫心に充るより口に言る者なれば也三善人の心の善庫より善もの

を出し惡人の心の惡庫より惡ものを出せり三われ爾曹に告ん凡て人の

人所の虛言ハ審判の日に之を訴へざるを得じ三まうれ爾曹の目どころの

ヘ 九〇一〇、卅〇一

ト 九〇一〇、卅〇一

ニ 九〇一〇、卅〇一



ウ 木十五〇五十六  
 ヲ 七十八〇二  
 子 四〇前章四、後十三〇  
 ウ 三〇六、四〇二、  
 三〇七、  
 六、九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、  
 二十一、  
 二十二、  
 二十三、  
 二十四、  
 二十五、  
 二十六、  
 二十七、  
 二十八、  
 二十九、  
 三十、  
 三十一、  
 三十二、  
 三十三、  
 三十四、  
 三十五、  
 三十六、  
 三十七、  
 三十八、  
 三十九、  
 四十、  
 四十一、  
 四十二、  
 四十三、  
 四十四、  
 四十五、  
 四十六、  
 四十七、  
 四十八、  
 四十九、  
 五十、

二三六 三昔は又出て賣たるとき稗子も現れたり、主人の僕きたりて曰ける、  
 二三七 主人畑に美種を播ぎりしか如何して稗子ある乎、僕に曰ける、敵人之  
 元 れを行り僕主人に曰ける、然らば我儂ゆきて之を抜わつむるの宜か、三  
 三 ころろくの爾曹稗子を抜わつめんとて麥をも共に抜べし、三收穫まで二か  
 三 たら長おけ我かりいれの時まづ稗子を拔集て焚ん爲に之を束ね麥をば我  
 三 倉に收よと別者に言ん、三またた鷹を彼等に示し曰ける、天国の芥種の如  
 三 し人これを取て畑に播べ、三萬の種より一の小けれども長て他の草より大  
 三 にして天空の鳥きたり其枝に宿、或の樹もある也、三またた鷹を彼等に示  
 三 ける、天国の薊種の如し、婦これをとり三斗の粉の中に藏せば、悉く脹發す  
 三 かり言、イエス鷹をもて凡て此等の事を衆人に語たまへり、譬にあらざれば  
 三 語り給はず、これ預言者に記て我鷹を設て口を啓き世の始より隠たる事  
 三 言 出言いんと云れたるに應せん爲なり、三又遂にイエス衆人を歸して室に  
 三 入り其弟子きたりて曰ける、畑の稗子の譬を我儂に解たまへ、三之に答て

ハ 六〇九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、  
 一 十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、  
 二 十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、  
 三 十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、  
 四 十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、  
 五 十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、

十五 一の預言に爾曹の聽せよ、悟らせ、視せよ、見よ、蓋この民目にて見、耳にて聽  
 十六 心にて悟り改めて我に醫さんことを思ふの心を頑し、耳を蔽ひ目を閉た  
 十七 りと云しに應へり、然るに爾曹の目見、爾曹の耳聞、が故に福あり、七われ  
 十八 誠に爾曹に告ん多の預言者、義人の爾曹が見どころを見んとしたりしが  
 十九 見どころを得ず、爾曹が聞どころを聞んとしたりしが、聞てこそを得ざり、十六故  
 二十 に爾曹播種の際を聽し、天国の教を聞て悟らざれば、惡鬼きたりて其心に播  
 二十一 れたる種を奪ふ是路の傍に播たる種あり、三磽地に播れたる種は是教を聽  
 二十二 て速かに喜び受け、自ら己に根なけれ、三暫時のみ教の爲に患難あるは、  
 二十三 迫らると事の起る時、時忽ち道に墮く者あり、三また棘の中に播れたる種は  
 二十四 是教を聽せ、此世の思慮と貨財の惑に教を蔽れて實らざる者あり、三沃壤  
 二十五 に播れたる種は是教を聽て、悟り實を結て、或り百倍あるは、六十倍ある  
 二十六 への三十倍する者あり、三また鷹を彼等に示して曰ける、天国の人畑に  
 二十七 美種を播に似たり、三人々の痕たる間に其敵きたり、麥の中に稗子を播て去

Jesus is hard  
cut out.

エ 約壹一〇九、  
 甲八〇五、伯五〇七七、卷十  
 二〇五至十一、  
 三 哥前四〇九、十六〇五、  
 四 哥前十四〇一、  
 五 弟三〇一十二、羅前一〇  
 九、提前四〇三、  
 ハ 約壹四〇三、  
 ニ 大十六〇十六十七、約十五  
 〇廿六、  
 ホ 卷二、四、  
 ヘ 弟四〇四、  
 ト 羅十二〇六至八、弟四〇十  
 一、二、  
 チ 弟一〇廿三、  
 リ 弟四〇七、提前四〇十一、  
 ヌ 哥前十四〇三至五、十二、十  
 九、  
 ル 哥前二〇六七、弟一〇十七、  
 テ 二、後八〇七、  
 カ 弟前十三〇三、  
 カ 弟三〇六、羅五〇十四十五、

新約全書

哥林多前書第十二章

自卅一至十二章九節

四百八十九

三二 一の者また寝たる者多し。我儕も自ら己を辨へしならん。審判を受ると無  
 三三 りしならん。然ど今審判せらるる主の我儕を懲しめ給ふ。是は我儕を  
 三三 して世の人と同罪に定らるる。と無らしめん爲なり。是故に我が兄弟よ  
 三三 集りて食せん時互に相待べし。もし飢なば其家にて食すべし。是爾曹の聚  
 三三 會審判を受るに至らざらん爲なり。其ほかの事、我いたらん時これを定ん  
 三三 異邦人なりしとき引誘ふ隨ひて言はざる。偶像の下に誘れ往し。爾曹の知  
 三三 どころ也。是故に我なんぢらに示さん。神の靈に感じて語る者のイエスを  
 三三 誣ふべき者と謂ものなし。又人聖靈に感せざれを。と謂わはす  
 三三 賜の殊なれども靈の同じ。職の殊なれども主の同じ。また行爲の殊な  
 三三 れども一切の事を衆の人の中行ふ神の同じ。靈の顯を各人に賜し。益  
 三三 を得しめん爲なり。或の靈によりて智慧の言を賜り。或の同じ靈よりて知  
 三三 識の言を賜り。或の同じ靈に由て信仰を賜り。或の同じ靈に由て病を醫す

NEW TESTAMENT.

REFERENCES.

大英  
英國  
聖書  
會社

索引  
新約全書

大日本神戶市江戶町九拾五番

BRITISH & FOREIGN BIBLE SOCIETY

AND

NATIONAL BIBLE SOCIETY  
OF SCOTLAND

No. 5 Type.

KOBE JAPAN.

1908.